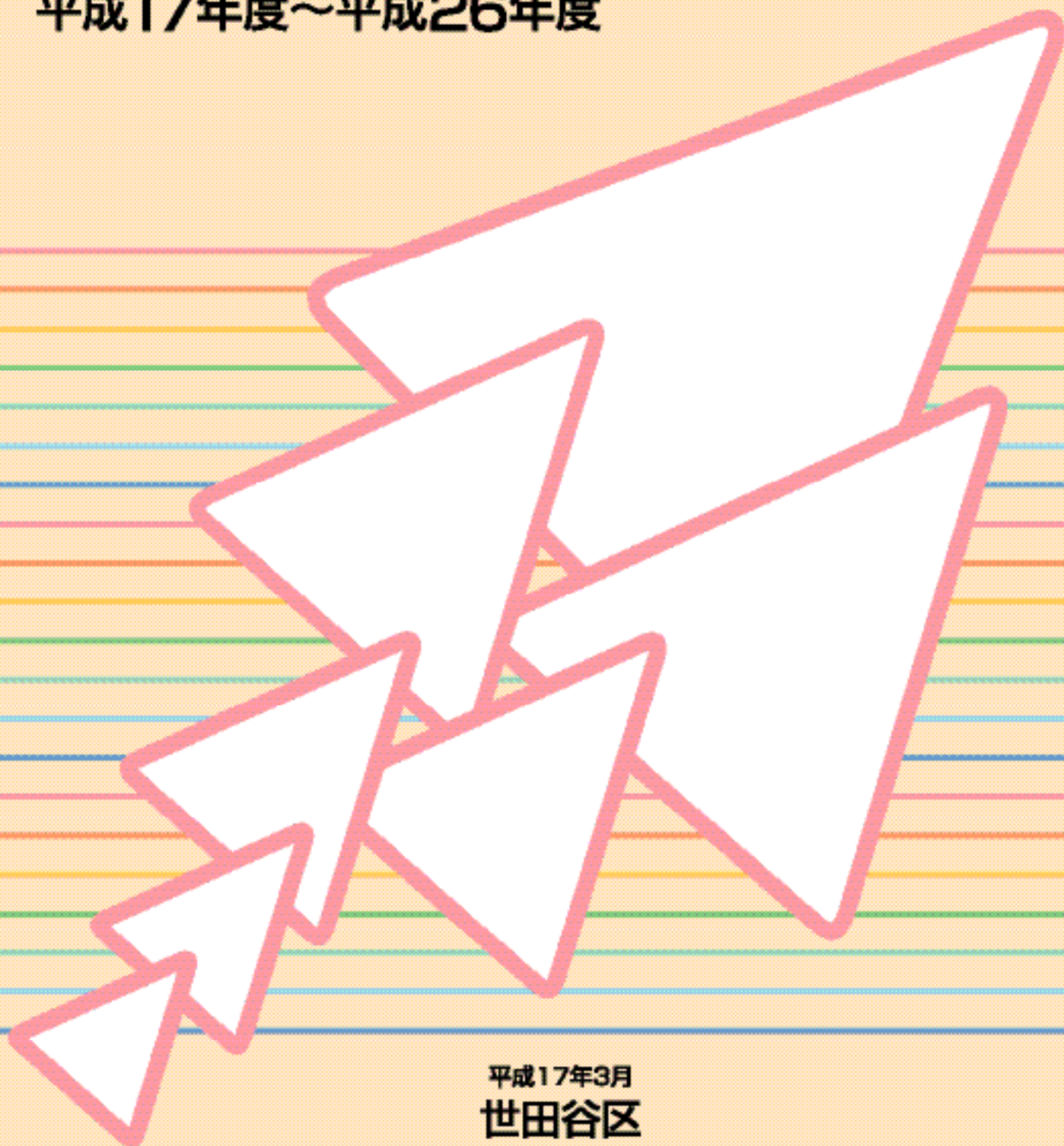


世田谷区 子ども計画

平成17年度～平成26年度



平成17年3月
世田谷区

はじめに

子どもは地域の宝です。

幼少期から、遊びや自然に親しみ、青少年期には乳幼児と触れあうなど、様々な貴重な体験をとおして、他人を思いやる気持ちを育み、命の尊さを学びとる等、人としての基本を身に付けることは何より大切なことではないでしょうか。

日に日に成長する子どものつぶらな瞳をみながら、住みなれた地域で安心して子どもを育てる喜びを、誰もが実感できる環境づくりを進めていくことが、我々地域全体に課せられた使命であると考えます。

この「世田谷区子ども計画」は、子どもが自らの力で人生を切り開く自立への支援をはじめとして、子どもの「育ち」や「子育て」についての総合的な施策を進め、区民の皆様と力をあわせて、「子育てにやさしいまち、世田谷」を実現するため策定したものです。

計画策定にあたり、お力添えを賜りました区議会および区民の皆様、子どもに関わる支援者・団体等の関係者の皆様に心より感謝申し上げますとともに、本計画の実現に向け、今後とも皆様がたの一層のご支援とご協力を賜りますことを重ねてお願い申し上げます。

平成 17 年 3 月



世田谷区長

熊本 のりゆき 哲之

目次

第1部

計画の概要	4
1 計画策定にあたって	4
2 基本理念	5
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	7

第2部

計画の基本的な考え方	8
1 基本的視点	9
2 計画の立場	10
3 計画の特徴と事業の例示	11

第3部

施策の体系	12
1 体系像	12
2 計画の柱立て	14
1 在宅子育て支援	16
2 保育・幼児教育の充実	20
3 教育ビジョンによる教育の計画	24
4 自主性の尊重と自立の応援	28
5 子どもと親の健康づくりの推進	32
6 配慮を要する子どもへの支援	36
7 子育てセーフティネットの整備	40
8 (仮称)世田谷子育てカレッジ	44
9 社会環境基盤整備	48
10 子どもの安全・安心まちづくり	52

第4部

重点的取組み	56
1 子どもの安全・安心	56
2 子どもの成長に応じた自立支援の充実	58
3 地区での子育て支援	60
4 配慮を要する子どもへの支援	62
5 子育てセーフティネット	64
6 (仮称)世田谷子育てカレッジ	66
7 産前・産後支援プロジェクト(さんさんサポート)	68

第5部

実現の方策	70
1 子ども施策の推進	70
2 重点実施計画	71
3 保育計画	80

第6部

資料	87
1 計画策定経過	87
2 計画の推進体制	93
3 子ども・子育て家庭支援施策(年齢別)	94

第1部

計画の概要

1 計画策定にあたって

世田谷区では、「子どもを取り巻く環境整備プラン」を平成11年に策定し、地域における子育て支援と子どもの育成支援を総合的、計画的に進めてまいりました。

子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが、安心して子どもを生み、子育てに夢や喜びを感じることができ、また子どもが心身ともに健やかに成長できるためには、家庭、学校、地域、事業者など地域社会全体で、子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進する必要があります。

これらのことから区は、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会の実現を目指して「世田谷区子ども条例」を制定しました。

この計画は、新しい世田谷区基本計画・実施計画に基づき、「世田谷区子ども条例」の推進計画として、地域社会全体で子どもと子育てを支援していくことを基本に、新たな計画として策定するものです。

2 基本理念

子どもは、未来の「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割をもっています。

また子どもは、一人の人間としていかなる差別を受けることなくその尊厳と権利が尊重され、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たすことが求められます。

世田谷区は

安心して子どもを生み、育て、
子育てに夢や喜びを感じることができ、

また、

子どもが健やかに成長・自立できる地域社会を
区民と力をあわせ実現します。

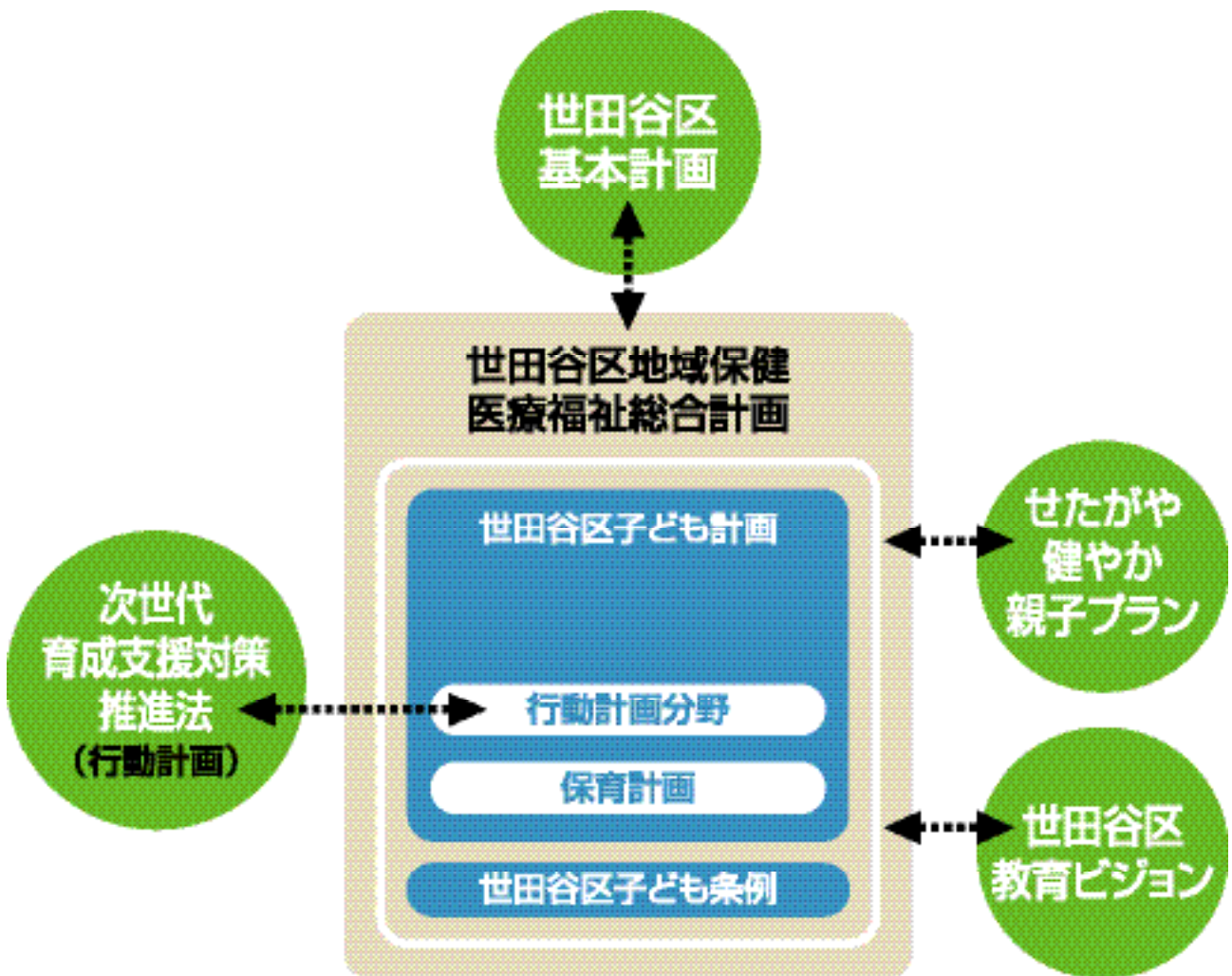
3 計画の位置付け

この計画は、「世田谷区子ども条例」の推進計画としての役割をもちます。(条例第16条)

さらに区の長期計画である基本計画(平成17年~26年)の方向性を踏まえ、「世田谷区教育ビジョン」及び「世田谷区地域保健医療福祉

総合計画」「せたがや健やか親子プラン(母子保健計画)」との整合を図っています。

同時に、「次世代育成支援対策推進法」に基づく世田谷区の行動計画及び、「児童福祉法」に基づく「保育計画」を含むものとし

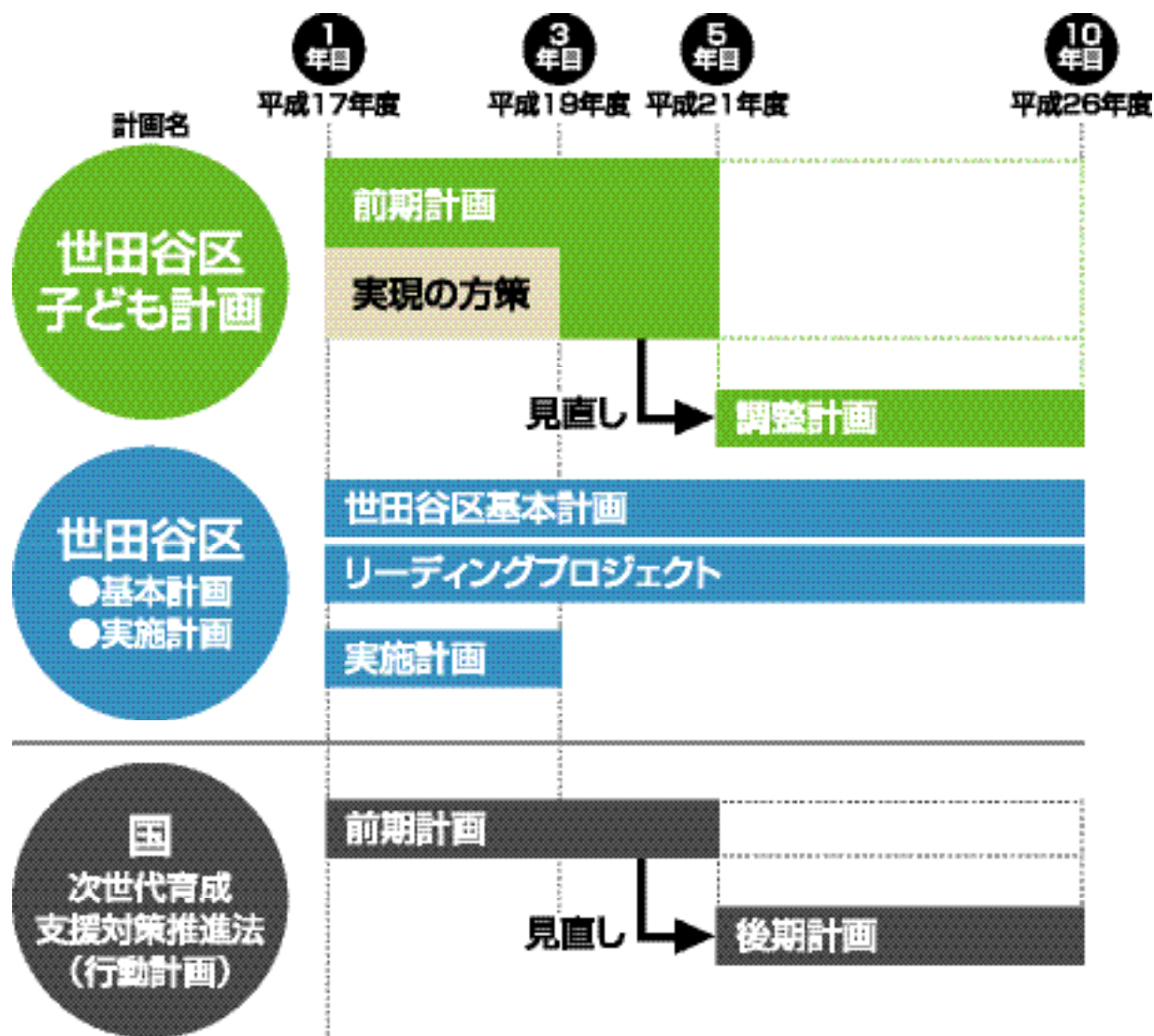


4 計画の期間

この計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間とし、区の基本計画に合わせた計画期間とします。また、次世代育成支援対策推進法における行動計画とも整合性を

もつこととします。

なお、計画策定後の社会経済情勢の変化や基本計画の見直しに合わせ必要に応じて計画の改定を行います。



2

第2部

計画の 基本的な考え方

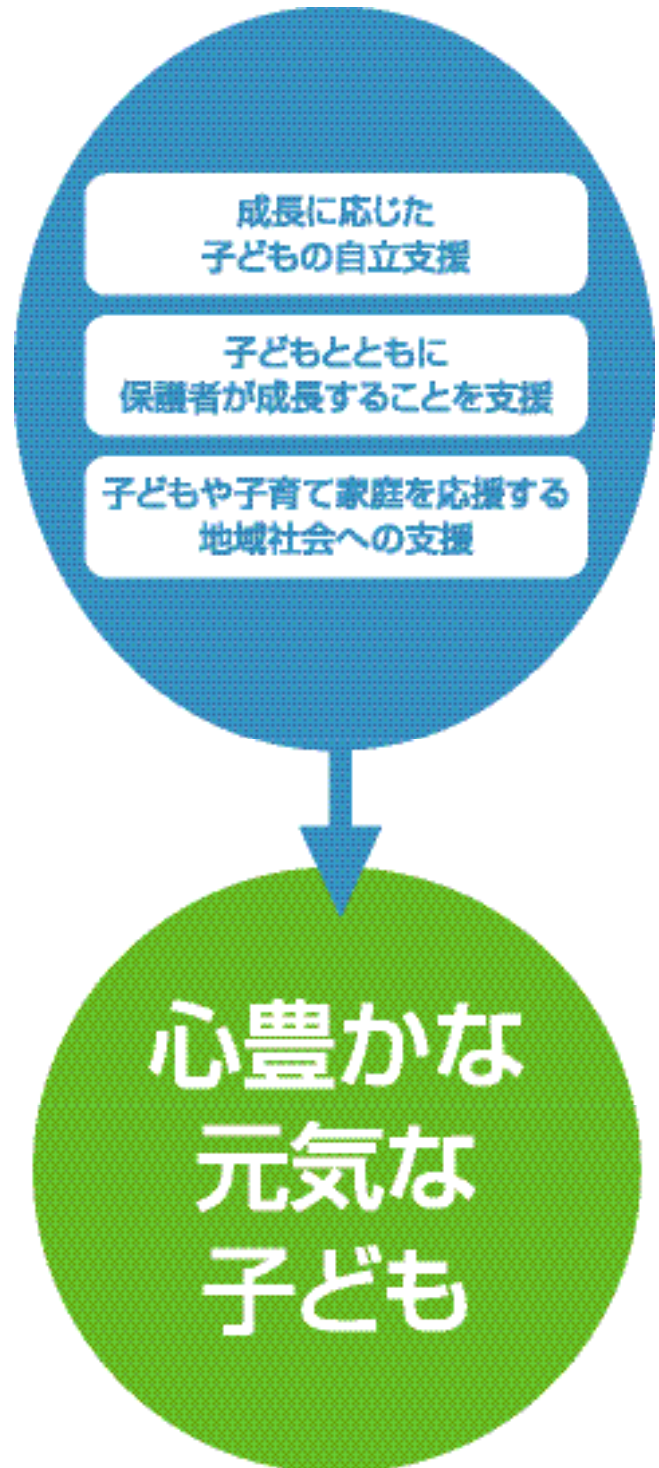
子どもの健やかな成長には、家庭、学校、地域、事業者等の連携が必要です。

さらに、保護者やこれから子どもを育てる次世代の親が、子育てに対する喜びを実感でき、また子育てについてさらに理解を深めるためには、地域社会の応援が欠かせません。

従来より区は、子育て家庭への支援施策として保育サービス等の充実に努めてきていますが、今後は、より幅広く、すべての子どもと子育て家庭に対して、総合的、計画的な施策を進めることにより、子どもが心豊かに元気に生きていける地域社会づくりを目指します。

本計画は、子どもが本来もっている「自ら成長し育つ力」を、「心豊かな元気な子ども」と位置付け、その「元気子ども」を様々な社会資源と地域社会の連携によって見守り、地域社会全体で応援していくことを基本的な考えとします。

* 本計画は、青年期までを対象とします。

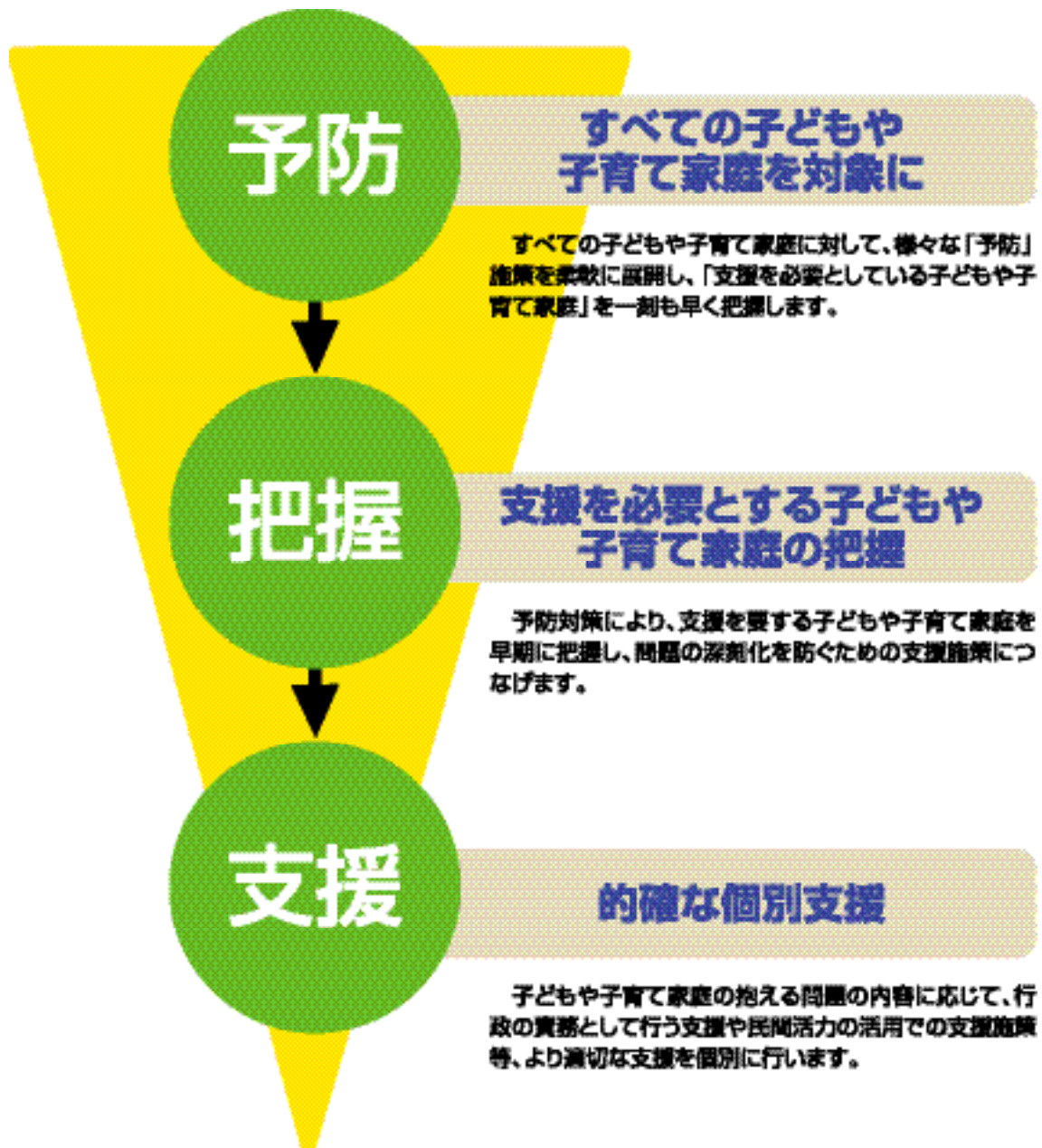


1 基本的視点



2 計画の立場

区は、子どもや子育て家庭を施策の対象とし、まず予防施策の展開により、支援が必要な子どもや子育て家庭を見極め、地域の資源を最大限に活用して的確な支援を行います。



3 計画の特徴と事業の例示

- 1 子ども・子育ての総合的計画であり、青年期に至るまでを含めた幅広い計画とします。
- 2 子どもは「未来の希望」であり、将来に向けて社会を築いていく役割を担うことを基本とします。
- 3 すべての施策を貫く視点は「自立と選択」、「予防と緊急対応」、「多様性と連続性」です。
- 4 次世代の地域を担う子どもの自立を積極的に支援します。
 - 「自分探し」子ども夢プロジェクト【例示】
 - 自然体験遊び場事業【例示】
 - 世田谷ネチケットづくり【例示】
 - ニート・フリーター対策【例示】
- 5 すべての子どもや子育て家庭を対象に、「予防」の観点から新たな取組みを推進します。
 - 産前・産後支援プロジェクト（さんさんサポート）【例示】
- 6 保育サービスのさらなる充実を図るとともに、新たな課題に積極的に取組みます。
 - 保育サービス待機児解消
 - 在宅子育て支援【例示】
- 7 児童虐待の予防、子育て相談の総合的拠点を整備します。
 - (仮称) 基幹型子ども家庭支援センター整備【例示】
 - (仮称) 世田谷子育てカレッジの開設【例示】
- 8 地区、地域での子育て応援のしくみづくりを進めます。
 - 地区レベルでの子育て応援拠点を整備（児童館を積極的に活用）【例示】
- 9 子育てに関する保護者の不安を解消するしくみづくりを進めます。
 - (仮称) せたがやママパパ子育て安心コール【例示】
- 10 子育ての負担を軽減する支援を行います。
 - 子ども医療費への助成制度の充実【例示】